

一宮町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

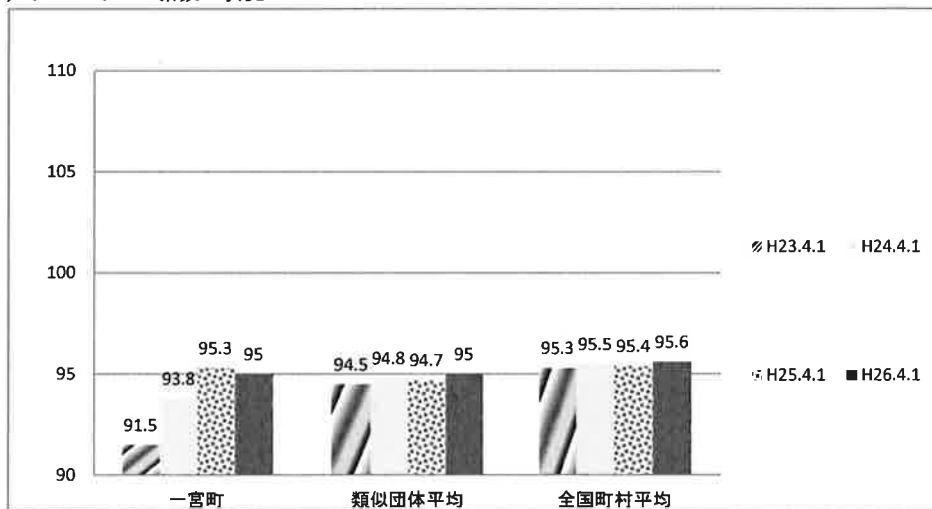
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考) 24年度の人件费率
	(25年1月1日)					
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	12,473	5,161,778	221,175	994,869	19.3	25.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		A	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	114	416,690	36,460	146,370	599,520	5,258	5,413

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の指数である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告		
26年度	A	B	A-B	(改定率)	%	%
	386,949	385,981	(0.25 %)	0.25	0.25	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合	公務員の 支給月数	較差	勧告		
26年度	A	B	A-B	(改定月数)	月	月
	4.12	3.95	0.17	0.15	4.10	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合は、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表で平均2.1%、最大4.1%の引下げを実施。若年層については、引下げせずに高齢層について引下げを実施。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）	支給なし		
（支給時期）	予定なし		
（参考）			
	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	— %	— %	— %
一宮町の支給割合	— %	— %	— %

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一宮町	42.4 歳	311,700 円	341,200 円	— 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
一宮町	49.5 歳	8 人	221,300 円	227,900 円	— 円	—	—	—	—
うち用務員	51 歳	1 人	219,100 円	228,000 円	— 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.14
うち学校給食員	45.5 歳	4 人	215,000 円	219,600 円	— 円		歳	円	
うちその他調理員	53.3 歳	3 人	229,600 円	234,300 円	— 円		歳	円	
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3119 人	287,992 円	326,611 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	6 人	282,123 円	298,281 円	291,334 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
一宮町	-	-	-
うち用務員	3,581,100 円	2,747,000 円	1.30
うち学校給食員	3,489,600 円		
うちその他調理員	3,710,700 円		

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給与月額」とは、平成25年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	一宮町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円 (172,200) 円
	高校卒	146,200 円	146,200 円 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	135,400 円	143,500 円 -
	中学卒	123,900 円	130,700 円 -

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	238,500 円	293,700 円	345,100 円	374,500 円
	高校卒	216,500 円	281,900 円	313,900 円	340,000 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	223,800 円	223,800 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	230,000 円

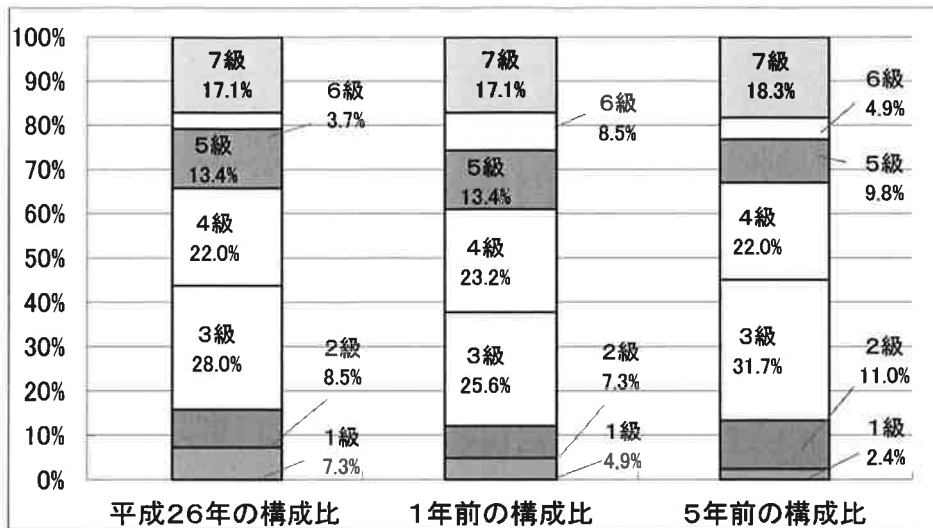
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補又は技師補の職務	6 人	7.3 %
2 級	主事又は技師の職務	7 人	8.5 %
3 級	副主査の職務	23 人	28.0 %
4 級	主査補又はこれに相当する職務	18 人	22.0 %
5 級	主査又はこれに相当する職務	11 人	13.4 %
6 級	副主幹又はこれに相当する職務	3 人	3.7 %
7 級	課長・主幹又はこれに相当する職務	14 人	17.1 %

(注) 1 一宮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映してる

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

一宮町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,284 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,539 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

期末・勤勉手当については勤務成績は反映していない

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

一宮町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額 26,880 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0%	0 人	— %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		— (95.0)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正後のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当			(年度決算)	日額 1,000円
行旅病者取扱手当			千円	日額 500円
行旅死亡者処理手当			千円	日額 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	5,442 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	46 千円
支給実績(平成24年度決算)	2,643 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	23 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円。 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円、15歳から22歳までの子 1人5,000円加算。	同じ		10,955 千円	210,673 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合に限り)、家賃に応じて 27,000円を限度に支給。 自宅の場合、3,000円。	異なる 一部国の 制度と同じ	自宅支給要件	5,190 千円	133,094 円
通勤手当	電車・バスを利用する場合、全額 支給。 乗用車を使用する場合、使用距離 に応じて、2,000円から33,100 円を支給。	異なる	使用距離区分	5,141 千円	74,508 円
管理職手当	7級の職にある者 課長、所長、局長40,000円主幹 20,000円	異なる		5,568 千円	348,000 円
当直手当	当直勤務1回につき 4,200円	異なる	特別の宿日 直手当なし	991 千円	19,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

給料報酬	区分	給料月額		額等	
		給料	月額	[参考]類似団体における最高/最低額	
報酬	町長	630,400 円		855,000 円	507,500 円
	副町長	(788,000 円)			
		511,200 円		680,000 円	404,600 円
		(639,000 円)			
	議長	284,000 円		408,000 円	218,000 円
報酬	副議長	237,000 円		340,000 円	174,000 円
	議員	213,000 円		320,000 円	155,000 円
期末手当	町長	(平成25年度支給割合)			
	副町長	3.95	月分		
	議長	(平成25年度支給割合)			
	副議長	3.95	月分		
退職手当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	給料月額×在職月数×0.35		13,238,400	任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×0.25		7,668,000	任期ごと
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

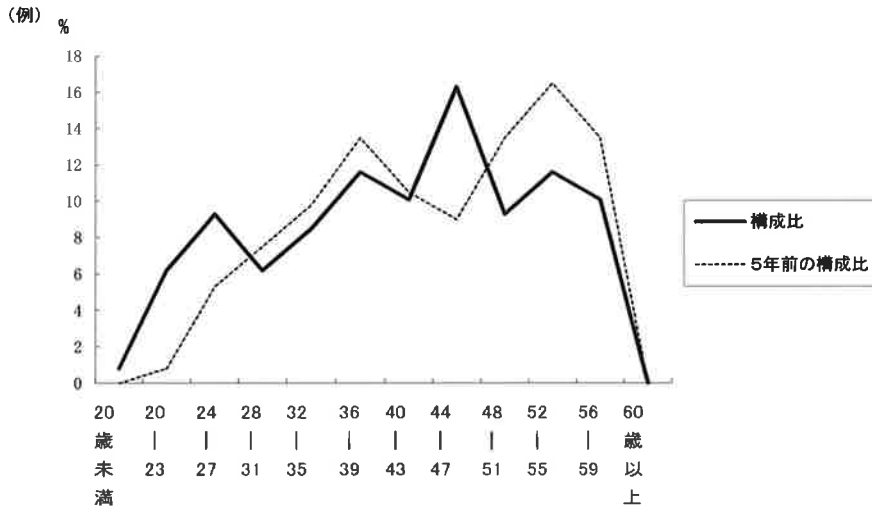
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	
		総務	27人	28人	1人	前年欠員不補充分の補充
		税務	10人	10人	0人	
		農林水産	6人	5人	▲1人	機構改革により課が統廃合されたため
		商工	3人	3人	0人	
		土木	9人	9人	0人	
		民生	33人	34人	1人	機構改革により1グループ増となったため
		衛生	9人	10人	1人	前年欠員不補充分の補充
		計	99人	101人	2人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.0 人
	教育部門	16人	17人	1人	欠員不補充	
	消防部門					
	小計	115人	118人	3人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.4 人	
公営企業部	下水道	1人	1人	0人		
	その他	12人	11人	▲1人	人事異動による配置調整(減員)	
	小計	13人	12人	▲1人		
合計		128人	130人	2人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.4 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	3人	6人	8人	7人	12人	13人	19人	18人	12人	15人	16人	0人	129人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	101	100	98	98	99	101	()
教育	18	17	18	16	16	17	△1 (△5.5%)
普通会計	119	117	116	114	115	118	△1 (△5.5%)
公営企業等会計	15	12	12	12	13	12	△3 (△20.0%)
総合計	134	129	128	126	128	130	△4 (△3.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 57,706	千円 25,066	千円 5,821	% 10.1	% 8.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費647千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 1	千円 3,646	千円 505	千円 1,311	千円 5,462	千円 5,462

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,092

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
一宮町	44.0 歳	323,300 円	440,926 円
団体平均	44.0 歳	323,300 円	440,926 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一宮町		国(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,311 千円		1,443 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

一宮町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額 0 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	— %

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		3件	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 左記職員に対する支給単価
防疫作業手当			(平成25年度決算) 日額 1,000円
行旅病者取扱手当			千円 日額 500円
行旅死亡者処理手当			千円 日額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	0 千円
支給実績(平成24年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	0 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはなら職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円。 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円、15歳から22歳までの子 1人5,000円加算。	同じ		234 千円	234 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える 場合に限る)、家賃に応じて 27,000円を限度に支給。 自宅の場合、3,000円。	異なる 一部国の 制度と同じ	自宅支給要件	52 千円	52 円
通勤手当	電車・バスを利用する場合、全額 支給。 乗用車を使用する場合、使用距離 に応じて、2,000円から33,100 円を支給。	異なる	使用距離区分	49 千円	49 円
管理職手当	7級の職にある者 課長、所長、局長40,000円主幹 20,000円	異なる		0 千円	0 円